原告　地震学に関しては非常に権威のある機関ということ？

垣見　そう言っていいと思う。

原告　こうした地域に本件２号炉が建てられることについて安全審査ではどう判断したのか？

垣見　以前の指定では、伊予灘と安芸灘だけだったが、指定の理由も検討し、この地域の地震活動を正しく理解するための根拠の一つとして使った。

原告　少し話がそれるが、地震予知連絡会あるいは日本の省庁が、地震の発生を何月何日と予知して当たったことはあるのか？

垣見　まだ一度もない。

原告　何月ぐらいまでは？

垣見　たとえば東海観測強化地域などでは、あと１ヵ月とか、数日以内ということを目標にして観測を続けているが、まだ何月ごろに起ると予知したケースはない。

原告　地震予知連絡会が発足してから、マグニチュード６以上の地震が２２ぐらい起きているが、予知はできたのか？

垣見　予知できていない。

原告　ということは地震の予知は雲をつかむような話ということ？

垣見　実用化を期待して観測しているのは東海地域だけ。

原告　東海地震の予知もできていない？

垣見　そうだ。

原告　ひょっとすると明日起るかもしれないということ？

垣見　明日起れば分かると思われるような観測を１５、６年続けているが兆候は見つかっていないから、明日起らないとは言えるだろう。

原告　科学的に断言できるか？

垣見　絶対とは言えないが、観測は数日ぐらいの精度でできる可能性はある。

原告　北海道南西沖地震は予知できたのか?

垣見　できていない。

原告　推測はできるけれども、いつ地震が来るかということは、まだ手探りの段階？

垣見　そうだ。

原告　それで聞きたいが、安全審査では、本件２号炉の地盤はいつまで安定しているということを条件にしているのか。１０年先か２０年先までなら大丈夫というように。

垣見　何年先までということは審査していないが、少なくとも原発の耐用年数以上は安全だということは当然だ。

原告　耐用年数は何年？

垣見　常識的に考えて数十年。

（以下次号に続く）

会計報告('94.8/1～8/31)

収入	
会費	２４、０００
ニュース講読料	９９、５００
コピー代金	４、６００
計	１２８、１００
支出	
ニュース印刷代	１７、５００
郵送料	９、３２０
振替手数料	４５０
資料費	５、４５０
計	３２、７２０
差引	９５、３８０
積立金合計	２、２４６、３４５

伊方訴訟ニュース

第 253 号
1994年9月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

北陸電力志賀原発１号機

勝訴判決を笑う再循環ポンプ停止事故
敗訴の住民側が追撃に

北陸電力で最初の原発、志賀１号機に対して、周辺住民らが、約５年半前に北陸電力を相手に、その建設・運転の差し止めを求めて裁判を起した。その判決が、さる８月２５日に金沢地裁で言い渡された。

電力会社相手の民事訴訟としては、高浜２号機、女川１号機に次いで３番目で、前の二つの裁判では、いずれも、伊方１号機訴訟での最高裁判決にそって、国のお墨付きを証拠として住民側が敗訴してきている上に、判決が半年近くも引き伸ばされたこともあって、判決の内容も予想されていた。

ただ、北陸電力は、その準備書面や証拠で国のお墨付きを強調していなかっただけに、裁判所の判断が注目されていた。しかし判決では、北陸電力も触れていなかった国の安全審査と、その審査基準の内容を長々と引用し住民側の訴えを棄却した。

判決は、女川判決が認めた環境権は否認したが、人格権は、高浜、女川両判決同様に、訴えの根拠として認めた。特に志賀原発から７７０Kmも離れた北海道や九州の住民らも原告として認めたことは、高浜判決の１５０Kmをさらに越える判断として注目された。

さらに判決は、原子炉暴走の危険の大きい沸騰水型の志賀原子炉において、暴走につながる危険が大きいと住民側が指摘してきた原子炉の出力の振動について、北陸電力の主張を退け、その発生の可能性を認めた。結論では、その発生の可能性は小さいとして危険は否定したが、高浜判決において、蒸気発生器の細管の破断の可能性を認めた大阪地裁の裁判官と共通の姿勢がうかがえた。

判決後の集会で、住民らは、志賀原発はじめ国内外で今後必ず起るであろう様々な事故を取りあげつつ、行政追従の裁判所の姿勢の変更を迫る決意で控訴の方針を決定した。

ところがなんと、一夜明けた翌早朝に、同原発では、原子炉の出力を調整する重要な役割を果たしている原子炉冷却材再循環ポンプ２台のうち１台が停止するという事故が突発した。狼狽した北陸電力では、「原子炉の運転に支障はない」と言い張って、事故原因不明のまま、出力を３０％に落とし運転を強行していたが、周辺住民の強い抗議の中で、半日後に運転停止に追い込まれた。

住民らは敗訴の重圧を吹き飛ばし、２号機増設の攻撃も巻き返す勢いで奮闘している。

垣見証人第２回反対尋問の内容

－２号炉第５２回公判（1994年6月3日）－

（その２）

伊方原発は断層海岸に

原告　これは永井さんという方の「愛媛の地質」という本ですが、ご存知か？

垣見　永井先生はよく知っている。

原告　この本には、佐田岬半島の北岸は、断層によってできた断層海岸であるとあるが、どう思うか？

垣見　断層海岸と言っていいと思うが、断層海岸には、二つの意味がある。一つは、断層活動が直接地表に変異をもたらし、片方が海に沈んでできたもの。もう一つは、岩質の全く異なる地層が接している場合、どちらかが侵食が激しいと、結果的に断層にそって直線的な海岸ができる場合。佐田岬半島では、後者は、あり得るかなと考えている。

原告　どういう調査をしてそう思うのか？

垣見　文献によると、地質境界線としての中央構造線が海に沈み、その方向に直線的な海岸があるということで、そう思っている。

原告　安全審査では？

垣見　そういう意味の断層海岸であれば、危険には関係ないので、それ以上は検討していない。

原告　通常なら、すぐ近くに断層海岸があれば、それがどういう成因によってできたか、ということぐらいは調査すると思うが。

垣見　だから、断層海岸かどうかとは関係なく、沖合に地質の活動的な部分がないかどうかを、きちんと調査した。

原告　海岸もどちらも調べる必要があると思うが、沖合だけしかやらなかった？

垣見　いや、だから、岸から沖まで調べて地層の乱れのある部分を見付け、断層として評価した。

原告　それで、岸からちょっと離れたところに、中央構造線があると推定した？

垣見　そうだ。

原告　それで、原発の沖に、長細い川のような侵食地域が認められたということ？

垣見　そうだ。

原告　それは地元では漁師がトイと呼んでいる溝だが、その成因については安全審査でどう審査したのか？

垣見　このトイといわれている凹地は、沖積層が非常に薄くなっていて、その下の洪積層がむき出しになったものだが、私は、海底の潮流の流れによってできたのではないかと考えている。いろんな解釈をする人がいるが、断層でできたものでない、ということは確実である。

原告　いずれにしろ、成因について、安全審査では具体的に断定できなかったのではないか？

垣見　安全審査では、あらゆる現象や成因まで追求するのでなく、敷地への地震の影響や地盤の安定という見地から審査するので、トイの成因が何であっても、地殻変動でできたとか、将来動く可能性があるというものでない限り、安全性には差し支えないと判断した。

原告　これは１５年ほど前から置いてあった写真で、伊方町と保内町との境界付近から撮ったものだが、岬の鼻が一直線に並んでいる様子がよく見えるだろう？

垣見　まあ、そういうふうに見える。

原告　こうした海岸は直線状海岸と呼ばれているのではないか？

垣見　直線状海岸というのは、凸凹のないところが続いている場合だ。

原告　安全審査の解釈では直線状海岸と判断しなかったということ？

垣見　そう、必らずしも。佐田岬半島が直線上に延びていることは否定しないが、むしろ南岸の方が直線状海岸に近いと思う。

原告　この写真でも、四国中央部に中央構造線を示すきれいな筋が入り、上灘のところで海に入っていることが一目瞭然に分かるが、そのことを否定しないな？

垣見　否定するどころか、正にそこを走っている。

原告　それで、半島の北岸は、凸凹はあるが、やっぱり一直線になっていると確認できるね？

垣見　先端をつなげば、一直線に見える。

原告　そうした上で、この証拠を見てもらいたいが、「断層またはたわみによる直線状海岸」とはっきりと書かれており、侵食による直線状海岸とは書いてないね？

垣見　この写真では、細い線が二つつながって直線的に見えているのか、判別できないが。

原告　現物はカラーで、ちゃんと半島の一番端っこまではっきり線が引いてある。

垣見　そうですか。

原告　それを安全審査では直線状海岸とはみなさなかった？

垣見　直線的な構造はあっただろうと考えるが。

原告　その構造は何か？

垣見　断層であるかもしれないが、敷地のところを断層がすれすれに走っているという必要はなく、結果的に侵食されて直線状になることもあり得る。

原告　それでは湾はどうしてできたのか？

垣見　例えば、小さな断層なんかを境にして侵食の差が違って凸凹ができた、ということも。

原告　安定した地塊でそんなことが起るのか？

垣見　安定した地塊というのは、現在、著しい隆起をしたり沈降したりしないということで、古い時代にできた断層が直線状海岸を成すということは否定していない。

伊方原発は地震の特定観測地域の中に

原告　この図は、地震の特定観測地域の図だが間違いないな。

垣見　新しく改訂された図だと思う。

原告　全国８区域の一つに、伊予灘および日向灘周辺というのがあり、その中に本件原子炉が建っている三崎半島がすっぽり入っていることは間違いないな？

垣見　間違いない。

原告　この地域を指定した理由として「この地域では、Ｍ７級の地震がしばしば発生している。この地域の地震活動はおよそ３０～４０年くらいの間をおいて活発化する傾向が見られる。九州東岸には、南上がりの地盤活動がみられる」と書いてあることも間違いないな？

垣見　そういう理由から指定された。

原告　この指定は地震予知連絡会がやったのだが、この会はどういう組織か？

垣見　建設省国土地理院長の私的顧問機関で、地震予知に携わっている官庁や大学の連絡機関だ。